

阪南市ディスポーザ排水処理システム設置に関する要綱

平成20年2月 1日決裁

平成28年3月16日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）を阪南市公共下水道に排水設備として設置しようとする場合に、必要な事項を定めることにより、公共下水道施設とシステムの適切な維持管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ゴミを粉碎し、これを排水処理槽等で処理し、発生した排水を公共下水道へ排出する機器の総体であって、第3条の規定により下水道に接続して使用できるものをいう。
- (2) 使用者 システムの使用及び維持管理に最終的に責任を負う者で、次に掲げるものをいう。
 - ア 集合建築物を除く建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃貸の集合建築物の所有者
 - ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表者
- (3) メーカー システムについて開発し、製造した者をいう。
- (4) 設置施工業者 システムの設置を行う、阪南市指定排水設備業者をいう。

(使用対象システム)

第3条 阪南市公共下水道に接続して使用できるシステムは、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」（以下「性能基準（案）」

という。)に基づき同協会の製品認証を受けたものでなければならない。

(設置計画の確認)

第4条 このシステムを使用する者は、阪南市下水道条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第1項に基づき規定されている添付書類に加え、「ディスポーザ排水処理システム設置（変更）申請書」（様式第1号）及び「ディスポーザ排水処理システム設置（変更）に関する確約書」（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。また、既に届け出た計画を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 認定書の写し又は適合評価書の写し

(2) システムの仕様書

(3) 設計図（位置図、平面図、配管図、構造図等）

(4) 維持管理計画書

ア 維持管理体制および要領（点検項目、頻度、水質基準）

イ 維持管理業務委託契約書の写し

(5) その他、下水道課が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の内容及びシステムについて審査し、公共下水道施設の適切な管理に支障が出るおそれがある場合は、変更を行うよう指導することができる。

3 市長は、前項の審査について、適切な維持管理ができると認められる場合は、規則第4条第3項に基づく「排水設備等計画（変更）確認書」を交付する。

4 使用者に変更が生じたときは、「ディスポーザ排水処理システム使用者変更届」（様式第3号）、「ディスポーザ排水処理システム設置（変更）に関する確約書」（様式第2号）及び「維持管理業務委託契約書（写し）」を届け出なければならない。

5 使用者は、システムを廃止しようとするときは、「ディスポーザ排

水処理システム廃止届」(様式第4号)を届け出なければならない。

(適合評価標章の貼付)

第5条 第3条の製品認証を受けたシステムについては、下水道協会が認めた評価機関が発行する標章をシステムの見やすい箇所に貼付しなければならない。

2 システムの新設等をした使用者は、貼付した標章及びシステムの写真を市長に提出しなければならない。

(維持管理)

第6条 使用者は、設置したシステムの性能を保持するため、第4条第1項第4号に基づき適正な維持管理をしなければならない。

2 使用者は、委託契約を結んだ維持管理業者が実施する点検に関する資料等を3年間保存しなければならない。また、市長が必要と認めた場合、当該資料を提出しなければならない。

3 使用者は、システムの使用にあたり公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、直ちに市長に報告しその指示に従わなければならない。

4 メーカー及び設置施工業者は、システムの設置にあたり、使用者に対しシステムの維持管理に維持管理契約が必要であること、市長の指導に協力しなければならないことを十分に説明し、使用者の理解を得なければならない。

(使用者の地位及び義務の継承)

第7条 システムを有する建築物等の譲渡、貸付等(以下「譲渡等」という。)があった場合、当該譲渡等を受けた使用者は、第4条第1項第4号に基づき適正な維持管理を行うことの地位を継承するものとする。

(立入検査等)

第8条 市長は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、システムの維持管理等を確認する必要があると認められる場合、下水道法第1

3条に基づき排水設備等の立入検査を行い、指導することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公共下水道施設及びシステムの適切な維持管理に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。